

豊田市が保有する介護保険要介護認定および要支援認定の審査に関する資料（認定審査資料）は、介護保険法（平成9年法律第123号）第27条第1項の規定により要介護認定または要支援認定を受けた被保険者の居宅・施設サービス計画等の作成、良質かつ適切な介護サービスの提供を目的に交付しています。個人情報の適正な利用と管理のため、ご理解とご協力ををお願いいたします。

## 1 情報提供ができるケース

### （1）認定情報、認定調査票（特記事項）の情報提供

以下の①、②のいずれにも該当する場合

- ① 被保険者と契約している居宅サービス事業者等で居宅サービス計画等を作成し、良質かつ適切な介護サービスの提供を目的とする場合
- ② 居宅サービス計画等を作成するため、被保険者が居宅サービス事業者等へ情報提供に同意している場合

### （2）主治医意見書の情報提供

上記（1）の①、②のいずれにも該当する場合で、作成した主治医の情報提供の同意がある場合

## ● 情報提供を行う認定審査資料

① 認定情報(事務局用)	認定ソフトにおいてデータ処理することにより得た帳票で、二次判定後の認定結果の分かるもの
② 認定調査票(特記事項)	基本調査項目(群)の分類ごとに具体的な内容が記されたもの
③ 主治医意見書	認定申請書に記載された主治医に対して、豊田市が作成を依頼した意見書

## ● 情報提供申請ができる居宅サービス事業者とその居宅サービス計画等の名称

居宅サービス事業者等	居宅サービス計画等
居宅介護支援事業者	居宅サービス計画
介護予防支援事業者	介護予防サービス計画
地域包括支援センター	介護予防ケアマネジメントのケアプラン
特定施設入居者生活介護事業者	特定施設サービス計画
小規模多機能型居宅介護事業者	小規模多機能型居宅介護計画・居宅サービス計画
認知症対応型共同生活介護事業者	認知症対応型共同生活介護計画
地域密着型特定施設入居者生活介護事業者	地域密着型特定施設サービス計画
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者	地域密着型施設サービス計画
看護小規模多機能型居宅介護支援事業所	看護小規模多機能型居宅介護計画、居宅サービス計画
介護予防特定施設入居者生活介護事業者	介護予防特定施設サービス計画
介護予防小規模多機能型居宅介護事業者	介護予防小規模多機能型居宅介護計画、介護予防サービス計画
介護予防認知症対応型共同生活介護事業者	介護予防認知症対応型共同生活介護計画
介護老人福祉施設	施設サービス計画、入所判定
介護老人保健施設	施設サービス計画
介護医療院	施設サービス計画

## 2 申請方法

### （1）窓口申請

「介護保険認定審査資料情報提供申請書(支援事業者等申請用)」に必要書類を添付し、介護保険課(認定事務係)に提出してください。情報提供申請者の本人確認、各項目の記載内容、添付書類等を確認した上で受理します。

### ● 「介護保険認定審査資料情報提供事前依頼票」

営業日の午後5時までに、ファックス等で提出された「介護保険認定審査資料情報提供事前依頼票」の受理分は、翌営業日午後1時以降に資料を交付します。

但し、交付当日に事前依頼票の内容と相違がない「介護保険認定審査資料情報提供申請書」と添付書類の提出が必要です。

### （2）郵送申請

「介護保険認定審査資料情報提供申請書(支援事業者等申請用)」に必要書類を添付し、介護保険課(認定事務係)に郵送してください。郵便到着日に窓口申請と同様の確認で問題なければ受理します。郵送による交付を希望される場合、切手を貼った返信用封筒と本人確認書類を同封してください。

### （3）審査会開催日と申請日の関係について

審査会開催日の翌営業日以降に申請が可能です。窓口申請か郵送申請で受けた申請書が受理されれば、翌営業日の午後1時以降に交付します。

## 3 申請書の添付書類について

### （1）被保険者と事業者の関係が分かる書類等を申請書に添付ください。以下に例示します。

	目的	書類等
① 居宅・介護予防サービス計画 介護予防ケアマネジメントのケアプラン		「介護予防支援サービス利用契約書」の署名部分(写)等
② 施設サービス計画 認知症対応型共同生活介護計画		入所中であることがわかる被保険者証(写)、または入所証明書(写)等
③ 介護老人福祉施設の入所判定		入所申込書(写)

但し、①については申請書裏面の「居宅の届出」欄に届出済のチェックがあり、市が「居宅介護サービス計画作成依頼（変更）届出書」等を受理している場合は省略可。

### （2）本人確認書類（例示）

	確認事項	例
① 本人確認		写真付きの運転免許証や介護支援専門員等の氏名が記載された公的証明書等 ※市内の事業所は顔写真付きの職員証で代用可
② 申請者が事業所に勤務している事が分かるもの		職員証、または名刺・名札等、事業所名と施設名と氏名が確認できるもの等

## 4 交付

（窓口交付）申請書または事前依頼票の受理日翌営業日午後1時以降に交付が可能です。

交付の際、本人確認、受領者の署名が必要です。

（郵送交付）申請書の受理、添付書類の確認ができ次第、申請書に記載の申請者住所宛てに発送致します。

※認定審査資料写しの交付に係る費用は無料です。

## 5 その他

受け取られた認定審査資料を、上記目的以外に使用されないようお願いします。